

令和7年度豊橋市青少年問題協議会

日 時：令和8年2月12日(木)

午後1時30分～午後3時

会 場：豊橋市役所東86会議室

次 第

1 あいさつ

2 議 題

青少年の薬物乱用の実態とその対策について

(1) 講演／豊橋市薬剤師会

(2) 意見交換及び協議

①各機関の取り組み及び課題などの現状について

②包括的な対策及び連携に向けて

3 その他

(配布資料)

資料1 令和7年度豊橋市青少年問題協議会委員名簿

参考資料1 地方青少年問題協議会法

参考資料2 豊橋市青少年問題協議会条例

参考資料3 豊橋市青少年問題協議会条例施行規則

参考資料4 過去の議題及び内容

講演資料 青少年の薬物乱用の実態とその対策について／豊橋市薬剤師会

令和7年度豊橋市青少年問題協議会委員名簿

区分	協議会役職	所属及び所属役職	委員氏名
市	会 長	豊橋市長	長坂 尚登
市議	委 員	豊橋市議会福祉教育委員会 委員長	石河 貫治
関係行政機関	委 員	愛知県東三河総局長	松崎 健吾
	委 員	愛知県豊橋警察署長	清永 芳弘
青少年関係団体	委 員	豊橋保護区保護司会 会長	山下 智章
	委 員	豊橋市更生保護女性会 副会長	依田 房代
	委 員	豊橋市民生委員児童委員協議会 会長	近藤 広一
	委 員	豊橋市自治連合会 理事	天野 明彦
	委 員	愛知県公立高等学校PTA連合会東三地区連合会 会長	高井 正和
	委 員	豊橋市少年愛護センター補導委員会 会長	河邊 光司
	委 員	豊橋市青少年育成市民会議 会長	古橋 高代
関係行政機関	委 員	豊橋市立小中学校長会 代表	林 範昌
	委 員	愛知県立高等学校長会（東三南地区）生徒指導研究会 会長	山畑 真樹
市	委 員	豊橋市教育委員会 教育長	原田 憲一

地方青少年問題協議会法

発令 : 昭和28年7月25日法律第83号
 最終改正 : 平成25年6月14日号外法律第44号
 改正内容 : 平成25年6月14日号外法律第44号[平成26年4月1日]

○地方青少年問題協議会法

[昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号]

[総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・労働大臣署名]

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [昭和三二年六月一日法律第一五八号抄]

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 [昭和三三年五月一〇日法律第一四四号]

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則 [昭和三七年四月一六日法律第七七号抄]

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則 [昭和三一年三月三十一日法律第一六号抄]

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕
(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○豊橋市青少年問題協議会条例

昭和 29 年 7 月 1 日

条例第 15 号

豊橋市青少年問題協議会条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号。以下「法」という。）に基づき豊橋市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（一部改正〔昭和 41 年条例 35 号・平成 12 年 63 号〕）

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 40 人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 青少年関係団体の代表者

(4) 学識経験のある者

4 前項第 4 号に掲げる者として委嘱された委員の任期は、2 年とする。

5 前項の委員は、再任することができる。

6 会長は、会務を総理する。

7 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（一部改正〔平成 12 年条例 63 号・26 年 10 号〕）

(専門委員)

第 3 条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、青少年関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

（一部改正〔平成 26 年条例 10 号〕）

(幹事)

第 4 条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる事項に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

（一部改正〔昭和 41 年条例 35 号・平成 12 年 63 号・26 年 10 号〕）

(委任)

第 5 条 この条例に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（一部改正〔平成 26 年条例 10 号〕）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 41 年 12 月 26 日条例第 35 号）

この条例は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 25 日条例第 63 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 10 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○豊橋市青少年問題協議会条例施行規則

平成15年3月31日

規則第22号

豊橋市青少年問題協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市青少年問題協議会条例（昭和29年豊橋市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 豊橋市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）は、年に1回定例会議を開くほか、必要に応じて会議を開くものとする。

2 会長は、協議会の会議を招集し、会議の議長となり、議事を整理する。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第3条 会長は、やむを得ない理由がある場合は、委員に書面を送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の会議に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による書面による協議会の会議について準用する。

(追加〔令和4年規則6号〕)

(会議の公開)

第4条 会議は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(一部改正〔令和4年規則6号〕)

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育部で処理する。

(一部改正〔平成23年規則6号・27年33号・令和3年21号・4年6号・5年33号〕)

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日規則第6号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第33号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第21号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規則第33号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

■過去の議題及び内容

年度	議題	内容
H24	青少年問題に関する現状と課題について 豊橋市の子ども・若者支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市内における非行少年等の補導状況 ・薬物汚染の現状について ・子ども・若者支援地域協議会 ・高校中退者等支援事業
H25	青少年問題に関する現状と課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の携帯電話・インターネットの利用状況について ・青少年問題に関する現状について ・各機関の取組み状況について
H26	青少年問題に関する現状と課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル向上に関する取組み状況について ・各機関の取組み状況について
H27	青少年問題に関する現状と課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の携帯電話・スマートフォンの使用状況 ・「JKビジネス」に関する青少年の意識
H28	子どもの貧困問題について	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困について ・子どもの貧困の状況 ・豊橋市の取組内容
H29	子どもの貧困問題について	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市子ども調査分析結果概要版 ・子どもの貧困対策の方向性について ・豊橋市子ども調査集計結果
H30	スマートフォン、インターネットの使用 に関する現状と課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実態について ・中高生のネット依存について ・SNS被害について
R1	青少年の非行、不良行為を未然に防ぐた めの方策について	<ul style="list-style-type: none"> ・不良行為の現状と対応 ・非行少年等の補導状況 ・全国及び豊橋市における非行相談 ・豊橋少年愛護センターの取組み
R2	コロナ禍における子どもや家庭の置かれ ている状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・全国における調査結果 コロナ×こどもアンケート ・不登校の現状について ・児童虐待をはじめ家庭の置かれている状況と課題
R3	ヤングケアラーの現状と取り組み等につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの現状と取り組み等について ・豊橋市青少年問題協議会の運営方法の変更
R4	豊橋市におけるヤングケアラーへの支援 について	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市におけるヤングケアラーの支援について ・意見交換及び協議
R5	豊橋市におけるひきこもりの支援につい て	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりへの理解と対応 ・意見交換及び協議
R6	青少年を闇バイトなどの犯罪に加担させ ないための対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年を闇バイトなどの犯罪に加担させないための対策 について ・意見交換及び協議